

株式取扱規則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 本会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、定款に基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 本会社及び本会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及びその手数料については、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人及び事務取扱場所)

- 第2条 本会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、次のとおりとする。
- | | |
|---------|--|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社本店 証券代行部 |

(請求又は届出)

- 第3条 この規則による請求又は届出は、本会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第22条第1項に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- 3 本会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主名簿に記載若しくは記録される者（以下「株主等」という。）又は代理人からなされたものとみなして取扱う。この場合、第4項及び第5項は適用しない。
- 4 本会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主等又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができる。
- 5 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第4条 本会社は、機構から受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- 2 本会社は、株主等の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を機構から受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず、株主名簿への記載若しくは記録又はその変更を行う。
- 4 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録を行うものとする。

第3章 諸届

(株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

- 第5条 株主等は、住所及び氏名又は名称を本会社に届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は届出事項の変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

- 第6条 外国に居住する株主等又は法廷代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内に通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。
- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等を含むものとする。
- 3 第1項の届出又は届出事項の変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

- 第7条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第 8 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めてその住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は届出事項の変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第 9 条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出及び法定代理人の設定、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第 10 条 第 5 条から前条までに規定する届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

- 2 証券会社等で受理又は取次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求)

第 11 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第 12 条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 13 条 本会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に支払う。

- 2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

(買取株式の移転)

第 14 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に本会社の口座に振り替えられる。

第 5 章 単元未満株主の売渡請求

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 15 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行う。

(買増請求の効力発生日)

第 16 条 買増請求の効力は、前条に規定する買増請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じる。ただし、第 19 条に規定する自己株式の残高を超える買増請求があった場合はこの限りでない。

(買増価格の決定)

第 17 条 単元未満株式の買増単価は、前条による買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

(買増株式の移転の時期)

第 18 条 本社は、買増請求を受けた単元未満株式について、前条により算出された買増代金が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行う。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 19 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の受付停止)

第 20 条 本社は、毎年次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 9 月 30 日
- (3) その他機構が定める株主確定日

- 2 前項にかかわらず、本会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第 6 章 少数株主権等の行使方法

(書面交付請求及び異議申述)

第 21 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に定める株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第 5 項に定める異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 22 条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- 2 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項を適用する。
- 3 第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使され、当該株主提案に係る次の各号に定める事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が以下の分量（ただし、本会社が必要と認め別途分量を定める場合には当該分量）を超えるときは、本会社は、その概要を記載することができるものとする。
 - (1) 提案の理由：議案ごとに 400 字
 - (2) 当該提案に係る議案が取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び会計監査人選任議案である場合における各候補者に関する事項：候補者ごとに 400 字

第 7 章 手数料

(手数料)

第 23 条 本会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附則

1. この規則の変更は取締役会の決議によるものとする。
2. この規則は2022年9月1日から実施する。

(沿革)

昭和42年 5月27日制定
昭和45年 1月 1日改正
昭和49年 5月 1日改正
昭和56年 5月 1日改正
昭和57年10月 1日改正
平成 3年 6月27日改正
平成11年10月 1日改正
平成12年 2月14日改正
平成12年 5月 1日改正
平成13年10月 1日改正
平成14年 6月27日改正
平成15年 4月 1日改正
平成15年 5月 6日改正
平成15年 6月26日改正
平成17年10月 1日改正
平成18年 5月 1日改正
平成19年10月31日改正
平成21年 1月 5日改正
平成22年 1月 6日改正
2022年 9月 1日改正